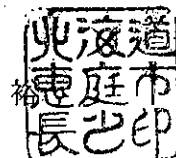


大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があったので下記のとおり縦覧します。

令和6年4月24日

恵庭市長 原 田



記

1. 変更内容 別紙（北海道の告示のとおり）
2. 縦覧期間 令和6年4月24日（水）から令和6年8月19日（月）まで
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
午前8時45分から午後5時15分まで
3. 縦覧場所 恵庭市役所3階 経済部商工労働課

以上

北海道告示第 10660 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 8 月 19 日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 4 月 18 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ恵み野Ⅱ

恵庭市恵み野里美 2 丁目 484-1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋 2 丁目 1 番 36 号

株式会社オートバックスセブン 代表取締役 堀井 勇吾

東京都江東区豊洲 5 丁目 6 番 52 号

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木 誠

埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1 丁目 602 番 1 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋 2 丁目 1 番 36 号

株式会社オートバックスセブン 代表取締役 小林 喜夫巳

東京都江東区豊洲 5 丁目 6 番 52 号

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木 誠

埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1 丁目 602 番 1 号

(変更前)

大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋 2 丁目 1 番 36 号

株式会社オートバックスセブン 代表取締役 堀井 勇吾

東京都江東区豊洲 5 丁目 6 番 52 号

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木 誠

埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1 丁目 602 番 1 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社デンコードー	代表取締役 遠藤 義行	宮城県名取市上余田字千刈田 308 番地
株式会社 オートバックスセブン	代表取締役 小林 喜夫巳	東京都江東区豊洲 5 丁目 6 番 52 号
未定		

株式会社しまむら	代表取締役 鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目 602番1号
----------	------------	-----------------------------

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更 事項
株式会社デンコードー	代表取締役 高橋 淳	宮城県名取市上余田字千刈田 308 番地	(7)
株式会社 オートバックスセブン	代表取締役 堀井 勇吾	東京都江東区豊洲5丁目6番52号	(1)
未定			
株式会社しまむら	代表取締役 鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目 602番1号	

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 令和4年6月23日

上記(3)イ(7) 令和5年6月15日

上記(3)イ(1) 令和4年6月23日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため

上記(3)イ(7)(1) 小売業を行う者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和6年3月11日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和6年4月18日(木)から令和6年8月19日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで